平成２６年（フ）第１２０号
島根県仁多郡奥出雲町下横田362番地
破産者　松崎　正人
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４号
山口県宇部市中央町１丁目６番10号
破産者　株式会社河長
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第３６号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺3199番地１
破産者　有限会社シーアンドピームラタ
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第２２４号
鹿児島県鹿児島市上荒田町８番32号
破産者　有限会社ビーネッツ
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第８号
北海道旭川市永山８条11丁目７番４号
破産者　有限会社石井鉄工場
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５３号
北海道旭川市東旭川南２条３丁目１番16号
破産者　株式会社合同園芸
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３号
青森県上北郡野辺地町字湯沢９番地
破産者　まかど温泉ホテル株式会社
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
宮城県東松島市赤井字川前四番107－１　ピエス赤井Ａ201、住民票上の住所宮城県多賀城市下馬２丁目８番20号
破産者　藤原　　旭
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
茨城県ひたちなか市大成町42番10号
破産者　株式会社中国電設
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１３９号
千葉県八街市榎戸986番地９
破産者　笹尾　　睦
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３９号
東京都東大和市新堀３丁目10番地の１パピリオン東大和302号、破産手続開始決定時の住所東京都東村山市富士見町１丁目12番地２ヴィラージュ・ヴェール九番館210
破産者　大野　一義
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４９１号
東京都府中市宮西町５丁目25番地の３ガーラレジデンス府中903
破産者　高村永里香
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４９２号
東京都府中市宮西町５丁目25番地の３ガーラレジデンス府中903
破産者　高村　妙子
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０９２号
横浜市港南区日野南１－６－17ユウキチファイブビル301号室
破産者　株式会社ラクラス
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９３号
横浜市港南区日野南１－６－17ユウキチファイブビル301号室
破産者　有限会社アーク・フォース
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６号
長野県伊那市日影468番地
破産者　有限会社中村電音
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１４４号
静岡県伊豆市柏久保528番地
破産者　有限会社樋川製作所
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
静岡県伊豆の国市宗光寺708番地の79
破産者　有限会社伊豆工房
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
三重県志摩市大王町名田473番地１
破産者　有限会社飯田電器
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
三重県鳥羽市鳥羽５丁目10番21号
破産者　杉山　　昇
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
三重県伊勢市曽祢２丁目８番12号、商業登記簿上の本店所在地三重県伊勢市勢田町592－５
破産者　アピアフーズ株式会社
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係